

堺市担い手登録型通所サービス運営業務仕様書

1. 業務名

堺市担い手登録型通所サービス運営業務

2. 履行場所

受注者が発注者に届け出た事業所及び利用者宅等

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 目的

利用者（要支援者又は事業対象者）の心身の状況や環境に応じて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るため、通所サービスを提供すること。

5. 対象者

要支援者又は事業対象者であって、地域包括支援センター又は地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業者（以下「地域包括支援センター等」という。）によるケアマネジメントにおいて、担い手登録型通所サービスの利用が必要と認められた者。

6. 業務内容

(1) 人員体制

次に定める人員を配置すること。

職 種	資 格 要 件	配置基準
管理者	管理者又は従事者のうち少なくとも1名が次のいずれかの資格を有していること ・社会福祉士等（※1） ・機能訓練指導員（※2） ・介護福祉士 ・初任者/実務者研修修了者 ・旧訪問介護員3級修了者 ・生活援助サービス従事者研修受講者	1名
従事者		利用定員15名まで：1名以上 15人以上：必要数を追加

※1 社会福祉士等とは、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者

【社会福祉法第19条第1項 抜粋】

- 一 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

※2 機能訓練指導員とは、次のいずれかに該当する者

- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・看護職員（看護師又は准看護師）
- ・柔道整復師
- ・あん摩マッサージ指圧師
- ・はり師及びきゅう師（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6か月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る）

(2) サービス担当者会議への出席

地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議（利用者、家族、地域包括支援センター等、サービス事業所などの関係者が出席）に出席し、ケアプランの内容を検討すること。

(3) 事業説明

利用者に本サービスの内容の説明を行い、「堺市担い手登録型通所サービス説明書」2通に利用者の署名押印を得て、説明者が署名押印した上で、1通を利用者に交付すること。また、「個人情報使用同意書」を説明し、利用者に署名押印を得ること。

(4) アセスメント・個別計画の作成等

利用者の状況を把握し、その情報やケアプラン等をもとに「個別計画」を作成し、利用者に同意を得て、利用者及び地域包括支援センター等に写しを交付すること。

なお、個別計画の期間終了時には、個別計画の評価を行い、再度個別計画を作成すること。また、利用者の状態変化等がありサービス内容を変更するときも、地域包括支援センター等へ連絡のうえ、個別計画の評価、再作成を行うこと。

(5) サービス提供・記録

「個別計画」、地域包括支援センター等が作成した「ケアプラン」及び「サービス提供票」に基づき、サービスを提供し、その内容を記録すること。

サービス提供にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、介護予防に資する活動や必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすこと。

サービス内容は、運動やレクリエーション等が考えられるが、受注者の創意工夫により通所サービスを提供すること。

(6) 地域包括支援センター等へ実績報告

1月毎にサービス提供票に実績を記入し、速やかに地域包括支援センター等へ報告を行うこと。

(7) 緊急時の対応

事故の予防には十分な注意を払い、利用者の体調の急変等が起こった際には、速やかに適切な処置を行うこと。

(8) 利用者負担金の徴収

次に定める利用者負担金を徴収すること。ただし、生活保護法に基づく保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯に属する者を除く

区 分	利用者負担（1回につき）		
	基本単位	送迎加算	入浴加算
負担割合1割	200円	50円	50円
負担割合2割	400円	100円	100円
負担割合3割	600円	150円	150円
負担割合4割	800円	200円	200円

7. 個人情報の取扱いについて

受注者は、この業務を行うに当たり、個人情報の取扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第11条第2項の個人情報取扱事務の受注者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うこと。

- (1) 受注者は本件業務を処理するために必要な個人情報を収集した際、知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、個人情報の保管については、施錠が可能な受注者の保管庫で厳重に保管すること。
- (3) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合は発注者が事前に承諾した場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (4) 受注者は、個人情報特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあると認めるときは、その旨を速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ①受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ②これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ①受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ②受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ③受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ①受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- ②受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

9. その他

- (1) 受注者は、感染症防止対策を徹底すること。感染症防止対策に係る費用については受注者の負担とする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。